

# 定例会5月会議

## 新型コロナウイルス対策費

### 4億4,077万9千円補正

定例会5月会議は、5月14日に開会されました。会議では、条例の一部改正、補正予算など町長提出の5件を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

## 条例の一部改正(4件)

○固定資産評価審査委員会条例の一部改正

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、引用条項等の整備について一部改正。

○町税条例の一部改正

地方税法等の改正に伴い、個人町民税、固定資産税、たばこ税等の見直しや、新型コロナウイルス関連の特例措置等について改正。

○国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法施行令の改正に伴い、課税限度額、低所得者の軽減拡充について改正。

○介護保険条例の一部改正

介護保険法施行令等の施行に伴い、低所得者の保険料率軽減や、新型コロナウイルスに伴う保険料の減免について改正。

## 補正予算の内容

■一般会計補正予算(第2号)

4億4,077万9千円を追加し、総額41億5,012万2千円となりました。

新型コロナウイルス対策の主な内容は、次のとおりです。

○特別定額給付金給付事業費

4億445万円の追加

国の緊急経済対策による町民1人当たり一律に10万円支給する事業費を追加。

○子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費

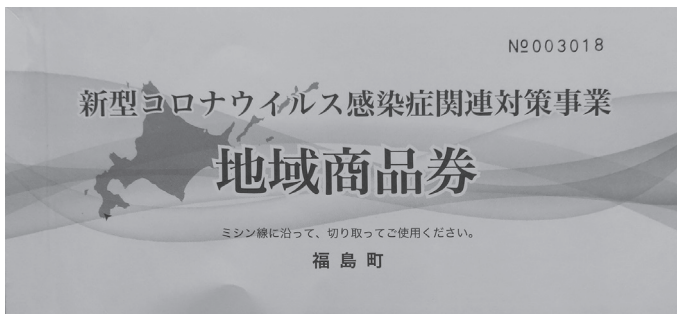
592万円の追加

国の緊急経済対策による児童手当対象児童へ1万円支給する事業費を追加。

○地域経済緊急支援事業費

3,000万円の追加

町独自の地域経済対策として、全町民1人当たり5千円の地域商品券配布や、休業要請等に伴い収入が減った事業者に対する助成金を追加。



全町民に配布された地域商品券